



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 4
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 7

告 示

- 沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示（障害福祉課） 8

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 9
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 11
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 14
- 会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 15
- 感染症対策課設置規程（行政管理課） 15
- 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 16
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） 18
- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令（総合情報政策課） 18

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 18

新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 20

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の6」を「第32条の7」に、「第236条」を「第236条の2」に改める。

第13条の2の表秘書課の項中「総務班」を「総務班 秘書班」に改める。

第14条の表行政管理課の項中「事務管理班 組織管理班」を「行政改革班 組織管理班 事務評価班」に改める。

第29条第1項の表企画調整課の項中「調整・北部振興班」を「調整・北部振興班 S D G s 推進室」に改

め、同表中「

総合情報政策課	情報企画班	情報通信基盤班	行政ネットワーク整備班
---------	-------	---------	-------------

」を

「

デジタル社会推進課	デジタル推進班
-----------	---------

」に改める。

情報基盤整備課	情報管理班	情報通信基盤班	行政ネットワーク整備班
---------	-------	---------	-------------

第2章第2節第2款中第32条の6を第32条の7とし、第32条の5を第32条の6とする。

第32条の4（見出しを含む。）中「総合情報政策課」を「情報基盤整備課」に改め、同条第1号中「情報政策」を「情報通信基盤」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「行政情報化に関する総合的企画、調整及び推進」を「行政のデジタル化の基盤の運用管理」に改め、同条を同条第6号とし、同条中第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号及び第15号を削り、同条を第32条の5とする。

第32条の3の次に次の1条を加える。

（デジタル社会推進課の事務）

第32条の4 デジタル社会推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 行政のデジタル化の推進に関すること。
- (3) 公的個人認証サービスに関すること。
- (4) 番号制度の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、デジタル化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第43条第1項の表高齢者福祉介護課の項中「在宅福祉班」を「高齢化対策・介護人材班」に、「介護企画班」を「地域ケア推進班」に改める。

第48条の2第1項中第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 食品ロスの削減に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

第49条の表医療政策課の項中「医療班 医師確保対策班」を「医療対策班 北部医療センター整備推進室」に改め、同表地域保健課の項中「母子保健班 結核感染症班」を「母子保健班」に改め、同表衛生業務課の項中「薬務室」を「薬務班」に改める。

第50条の2中第7号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、第13号から第20号までを5号ずつ繰り上げる。

第51条第22号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第54条の表営農支援課の項中「農業環境班」を「農業環境班 農業革新支援班」に改め、同表畜産課の項中「防疫衛生班」を「家畜防疫対策班」に改める。

第67条の表情報産業振興課の項中「誘致推進班」を「リゾテック推進班」に改める。

第73条第2号中「他部他課」を「他部」に改める。

第73条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「企業誘致」を「振興」に改め、同条を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第76条の表文化振興課の項中「国民文化祭準備班」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室」に改める。

第81条第9号中「公益財団法人沖縄県体育協会」を「公益財団法人沖縄県スポーツ協会」に改める。

第87条の表都市公園課の項中「公園緑地班 公園企画班」を「管理整備班 国営公園管理班」に改める。

第98条第6号中「（建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関することに限る。）」を削る。

第147条第14号中「身体障害者手帳」の次に「及び療育手帳」を加える。

第157条第21号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第159条第4号中「地域保健法」の次に「（昭和22年法律第101号）」を加え、同条第10号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）」に改め、「柔道整復師法」の次に「（昭和45年法律第19号）」を加え、同条第14号中「医薬品医療機器等法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、「毒物及び劇物取締法」の次に「（昭和25年法律第303号）」を加え、同条第15号中「麻薬及び向精神薬取締法」の次に「（昭和28年法律第14号）」を、「大麻取締法」の次に「（昭和23年法律第124号）」を加え、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）」に改め、同条第24号中「関すること」の次に「（食肉衛生検査所の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第25号中「水道法」の次に「（昭和32

年法律第177号)」を加え、同条第35号中「(南部保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に所在するものに限る。)」を削り、「関すること」の次に「(と畜場及び食鳥処理場にあつては、食肉衛生検査所の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第41号中「母体保護法」の次に「(昭和23年法律第156号)」を加え、同条第52号中「沖縄県赤土等流出防止条例」の次に「(平成6年沖縄県条例第36号)」を加える。

第3章第8節第1款中第236条の次に次の1条を加える。

(港湾管理所)

第236条の2 中部土木事務所の事務の一部を分掌させるため、中部土木事務所に港湾管理所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中城湾港管理所	沖縄市

第249条の表企画振興統括監の項中「科学技術振興課」の次に「、デジタル社会推進課」を加え、「総合情報政策課」を「情報基盤整備課」に改め、同表保健衛生統括監の項中「事務」の次に「並びに感染症の対策等に関する事務」を加え、同表広報監の項の次に次のように加える。

事務評価監	総務部行政管理課	事務評価班の事務を総括する。
-------	----------	----------------

第249条の表監査指導監の項を削り、同表看護専門監の項の次に次のように加える。

薬務専門監	保健医療部衛生薬務課	薬務班の事務を総括する。
-------	------------	--------------

第249条の表中 「

協同組合検査監	農林水産部農林水産総務課	協同組合検査班の事務を総括する。
---------	--------------	------------------

」

を

農業革新支援監	農林水産部営農支援課	農業革新支援班の事務を総括する。
家畜防疫対策監	農林水産部畜産課	家畜防疫対策班の事務を総括する。

 に改め、会計

事務指導監の項を削り、総務事務センター室長の項の次に次のように加える。

SDGs推進室長	企画部企画調整課	SDGs推進室に関する事務を総括する。
----------	----------	---------------------

第249条の表薬務室長の項を次のように改める。

北部医療センター整備推進室長	保健医療部医療政策課	北部医療センター整備推進室に関する事務を総括する。
----------------	------------	---------------------------

第249条の表戦略推進室長の項の次に次のように加える。

国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長	文化観光スポーツ部文化振興課	国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室に関する事務を総括する。
--------------------	----------------	-------------------------------

第249条の表主任保健師の項を次のように改める。

主任保健師	総務部職員厚生課	職員の健康管理業務を処理する。
	必要と認める課	保健に関する担当事務を処理する。

第249条の表主任看護師の項中「地域保健課」の次に「その他必要と認める課」を加え、同表保健師の項を次のように改める。

保健師	総務部職員厚生課	職員の健康管理業務に従事する。
-----	----------	-----------------

	必要と認める課	保健に関する業務に従事する。
--	---------	----------------

第249条の表看護師の項中「及び地域保健課」を「、地域保健課その他必要と認める課」に改め、同表用務員の項を削る。

第250条の表税務総括の項中「税務総括」を「地域総括」に、「総務班、個人班、法人班、納税第1班及び納税第2班」を「課税第1班、課税第2班、自動車税班及び納税班」に改め、同表広域調査総括の項中「広域調査総括」を「広域総括」に、「間税班、不動産評価班、軽油引取税調査班」を「収納管理班、法人班、軽油調査課税班、不動産評価班」に改め、同表主任看護師の項の次に次のように加える。

主任学芸員	平和祈念資料館	学芸業務を処理する。
-------	---------	------------

第250条の表保育士の項を削り、同表主事の項の次に次のように加える。

学芸員	平和祈念資料館	学芸業務に従事する。
-----	---------	------------

第250条の表守衛の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「前条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(代理決裁をすることができる者が不在の場合の決裁)

第11条 災害その他やむを得ない事情により、受任者又は専決者及び前条の規定により代理決裁をすることができる者が全て不在の場合において、緊急やむを得ないと認められるときは、受任者又は専決者の上司が決裁するものとする。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第34号の2の4中「第15条第10項」を「第15条第17項」に改め、同号を同欄第34号の2の8とし、同欄第34号の2の3中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改め、同号を同欄第34号の2の5とし、同号の次に次の2号を加える。

34の2の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8項の規定に基づき、質問又は調査に応ずべきことを命ずること。

34の2の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第10項の規定に基づき、書面により通知を行うこと及び同条第11項の規定に基づき、書面を交付すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第34号の2の2中「求めさせること」の次に「（同条第4項に規定する事情を考慮して、感染者が多数発生していると考えられる地域において、当該地域が生活圏域にある者に対して知事が行うものを除く。）」を加え、同号を同欄第34号の2の4とし、同欄第34号の2を同欄第34号の2の3とし、同欄第34号中「第12条第1項」の次に「（同条第8項において準用する場合を含

む。)」を加え、「結核患者」を「医師」に改め、同号の次に次の2号を加える。

34の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第3項の規定に基づき、同項第2号に掲げる者について届出の内容を保健所設置市等の長に通報すること。

34の2の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、獣医師の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第34号の3の3を第34号の3の4とし、第34号の3の2を第34号の3の3とし、同欄第34号の3中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改め、「求めること」の次に「(医師、医療機関その他の医療関係者に対して行うものに限る。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

34の3の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第2項の規定に基づき、措置の実施に協力するよう勧告すること(医師、医療機関その他の医療関係者に対して行うものに限る。)

別表第2保健所長の項委任事項の欄第36号中「、第26条」を削り、同欄第37号の3から第37号の12までの規定中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同欄第37号の13の2中「第26条及び」を「第26条第1項及び第2項並びに」に改め、同欄第37号の24の4中「求めること」の次に「(同条第2項の規定により報告を求め、又は協力を求めることにあつては、宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)」を加え、同欄第66号及び第66号の2中「中部保健所にあつては、重点監視施設」を「中部保健所にあつては重点監視施設」に、「北部保健所及び南部保健所にあつては、重点監視施設以外の施設であつて食品衛生監視指導計画に定める担当区域に所在するものに係るものに限る。)」を「と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものを除き、北部保健所にあつては重点監視施設以外の施設であつて食品衛生監視指導計画に定める担当区域に所在するものに係るもの(と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものを除く。)」に限り、南部保健所にあつては重点監視施設以外の施設であつて食品衛生監視指導計画に定める担当区域に所在するものに係るもの(と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものについては、久米島町以外の区域にあるものを除く。)」に改め、同欄第68号中「廃棄をさせること」の次に「(北部保健所、中部保健所及び南部保健所(久米島町の区域を除く。))にあつては、と畜場における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものを除く。)」を加え、同欄第68号の2中「、重点監視施設であつて」を「重点監視施設であつて」に、「北部保健所及び南部保健所にあつては、重点監視施設以外の施設であつて食品衛生監視指導計画に定める担当区域に所在するものに係るものに限る。)」を「と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものを除き、北部保健所にあつては重点監視施設以外の施設であつて食品衛生監視指導計画に定める担当区域に所在するものに係るもの(と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものを除く。)」に限り、南部保健所にあつては重点監視施設以外の施設であつて食品衛生監視指導計画に定める担当区域に所在するものに係るもの(と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものについては、久米島町以外の区域にあるものを除く。)」に改め、同欄第174号の41中「第18条の15第1項又は第2項」を「第18条の17第1項又は第2項」に改め、同欄第174号の42中「第18条の16」を「第18条の18第1項又は第2項」に改め、同欄第174号の43中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同欄第174号の43の2中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に改め、同欄第174号の43の3中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同欄第174号の43の4中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同欄第174号の43の5中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同欄第174号の43の6中「第18条の29」を「第18条の34」に改め、同欄第174号の43の7中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に、「第18条の27」を「第18条の32」に改め、同欄第174号の43の8中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同欄第174号の43の9中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同欄第174号の60中「設置する場所」の次に「、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所」を加え、「充填若しくは回収」を「充填、回収若しくは再生」に、「立ち入り物件の検査」を「立ち入り、物件の検査」に改め、同号の次に次の1号を加える。

174の60の2 フロン排出抑制法第93条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第185号中「と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設を除

く」を「北部保健所及び中部保健所にあつてはと畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設における食肉及び食鳥肉に係るものを除き、南部保健所にあつては久米島町以外の区域にあると畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設における食肉及び食鳥肉に係るものを除く」に改め、同項専決事項の欄第15号及び第16号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤の廃棄」を「覚醒剤の廃棄」に改め、同欄第17号及び第18号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄第19号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者等」を「覚醒剤製造業者等」に改め、同欄第20号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造所等」を「覚醒剤製造所等」に改め、同欄第21号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料製造所等」を「覚醒剤原料製造所等」に、「覚せい剤原料等」を「覚醒剤原料等」に改め、同表総合精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄に次の各号を加える。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項及び第33条の2の規定に基づき、精神科病院の管理者から最寄りの保健所長を経て、医療保護の入院又は退院の届出を受理すること。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者又は医療保護入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者から最寄りの保健所長を経て報告を受けること。
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項及び第2項の規定に基づき、精神科病院又は指定病院の管理者からの届出又は審査に係る報告を精神医療審査会に通知し、入院の必要があるかどうかに関し審査を求め、その結果を受理すること。
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第5項の規定に基づき、精神科病院の管理者からの届出又は審査に係る報告を精神医療審査会に通知し、入院の必要があるかどうかに関し審査を求めること及び同条第6項において準用する同条第2項の規定に基づき、その結果を受理すること。
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定に基づく退院等の請求を受理すること。
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第1項の規定に基づき、同法第38条の4の規定により受理した請求の内容を精神医療審査会に通知し、入院の必要があるかどうか又は処遇が適当であるかどうか審査を求めること。
- 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第6項の規定に基づき、同法第38条の4の規定に基づき請求した者に対し、精神医療審査会の審査結果及びこれに基づき知事が採った措置を通知すること。

別表第2食肉衛生検査所長の項委任事項の欄中第25号を第27号とし、第24号を第26号とし、同欄第23号中「第54条」を「第54条第1項」に改め、「廃棄その他」を削り、「処置」の次に「（廃棄を除く。）」を加え、「と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における」を「と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び」に改め、同号を同欄第25号とし、同欄第22号中「と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における」を「と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- 23 食品衛生法第30条第2項の規定に基づき、営業の施設等について監視指導を行わせること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 24 食品衛生法第54条第1項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄を命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第40号中「第17条」を「第29条」に、「漁業許可証」を「許可証」に改め、同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第3号中「軽易な」を削り、同欄第15号及び第16号中「特殊な車両」を「限度超過車両」に改め、同欄第17号中「第47条の3第1項及び第2項」を「第47条の4第1項及び第2項」に改め、同欄第18号中「第47条の4第1項」を「第47条の5第1項」に改め、同欄第18号の2中「第47条の4第2項」を「第47条の5第2項」に改め、同欄中第25号の2を削り、第25号の3を第25号の2とし、同号の次に次の2号を加える。

- 25の3 道路法第72条の2第1項の規定に基づき、道路法若しくは道路法に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又は職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

25の4 道路法第72条の2第2項の規定に基づき、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又は職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させること。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第28号の次に次の1号を加える。

28の2 道路法第91条第2項において準用する同法第34条の規定に基づき、工事の調整のための必要な条件を付加すること。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第31号中「第71条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「3、4、5及び7の」を削り、同号の次に次の1号を加える。

31の2 道路法第91条第2項において準用する同法第71条第3項の規定に基づき、必要な措置を命ずべき者を確知することができないときに、自ら行い、又は命じた者等に行わせ、及びその旨を公告すること。

別表第3中「税務総括」を「地域総括」に、「広域調査総括」を「広域総括」に改める。

第2条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の40の2の次に次の1号を加える。

174の40の3 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定に基づき、解体等工事に係る調査結果の報告を受理すること。

附 則

この規則中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の1中「第249条の2」を「規則第249条の2」に、「第249条の3」を「規則第249条の3」に、「第249条の5」を「規則第249条の5」に、「第250条」を「規則第250条」に改め、同項の2中「第250条」を「規則第250条」に改め、同項の3中「広報監」の次に「、事務評価監」を加え、「、監査指導監」を削り、「看護専門監」の次に「、薬務専門監」を加え、「協同組合検査監」を「農業革新支援監、家畜防疫対策監」に改め、「、会計事務指導監」を削り、「消費生活センター室長及び分室長」の次に「、SDGs推進室長」を加え、「薬務室長」を「北部医療センター整備推進室長」に改め、「戦略推進室長」の次に「、国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」を加え、「第250条」を「規則第250条」に、「税務総括、広域調査総括」を「地域総括、広域総括」に、「第6条」を「同規則第6条」に改め、同項の4中「第250条」を「規則第250条」に改め、同項の5中「第250条」を「規則第250条」に、「助教授、主任保健師及び主任看護師」を「助教授、主任保健師、主任看護師及び主任学芸員」に改め、同項の6中「第250条」を「規則第250条」に改め、同項の7中「第250条」を「規則第250条」に、「保育士、主事」を「主事、学芸員」に改め、同表2の項の1中「第250条」を「規則第250条」に改め、同項の2及び3中「第250条」を「規則第250条」に改め、同表3の項の3中「第6条第2項」を「同条第2項」に改め、同表4の項の2及び3中「第250条」を「規則第250条」に改める。

第2条の表1の項中「第250条」を「規則第250条」に改め、同表3の項中「及び第250条に規定する守衛」を削り、同表4の項中「第249条に規定する用務員及び」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第206号

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示

沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「台帳」を「療育手帳交付台帳」に改める。

第11条第1項中「当該地域を所管する県の福祉事務所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同条第2項を削る。

別表を削る。

第1号様式第七面及び第八面中「県福祉事務所又は」を削る。

第1号様式の2別冊第四面中「あります。」の次に「（障害の程度等で利用可能なサービスが異なりますので、詳しくは各機関又は各事業者におたずねください。）」を加え、同様式別冊第八面中「及びバス運賃の割引」を「、バス運賃及びタクシー運賃等の割引」に、「県福祉事務所又は市町村役所（場）で」を「各事業者」に改め、同様式別冊第九面及び第十面を次のように改める。

(1) 知的障害者更生相談所（18歳以上の判定）

名称	所在地	電話番号
沖縄県知的障害者更生相談所	那覇市首里石嶺町4-385-1	098-886-2115

(2) 児童相談所（18歳未満の判定）

名称	所在地	電話番号
沖縄県中央児童相談所	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
（八重山分室）	石垣市字真栄里438-1	0980-88-7801
沖縄県コザ児童相談所	沖縄市知花6-38-7	098-937-0859

(3) 県福祉事務所

名称	所在地	電話番号
北部福祉事務所	名護市大中2-13-1	0980-52-0051
中部福祉事務所	沖縄市美原1-6-28	098-989-6603
南部福祉事務所	南風原町字宮平212	098-889-6364
宮古福祉事務所	宮古島市平良字西里1125	0980-72-3771
八重山福祉事務所	石垣市字真栄里438-1	0980-82-2330

（別冊第九面）

(4) 市福祉事務所

名称	所在地	電話番号
名護市福祉事務所	名護市港1-1-1	0980-53-1215
うるま市福祉事務所	うるま市みどり町1-1-1	098-973-5452
沖縄市福祉事務所	沖縄市仲宗根町26-1	098-939-7894

（別冊第十面）

宜野湾市福祉事務所	宜野湾市野嵩1-1-1	098-893-4427
浦添市福祉事務所	浦添市安波茶1-1-1	098-876-1267
那覇市福祉事務所	那覇市泉崎1-1-1	098-862-3275
豊見城市福祉事務所	豊見城市宜保1-1-1	098-850-5320
南城市福祉事務所	南城市佐敷字新里1870	098-917-5341
糸満市福祉事務所	糸満市潮崎町1-1	098-840-8103
宮古島市福祉事務所	宮古島市平良字西里1140	0980-73-1975
石垣市福祉事務所	石垣市美崎町14	0980-82-9947

第2号様式中「申請者」を「申請者」に改め、
 「申請者連絡先：」を「申請者連絡先：」に改め、
 「印」を「印」に改め、
 「(本人との関係：)」を「(本人との関係：)」に改め

る。

第3号様式中「療育手帳台帳」を「療育手帳交付台帳」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行前に改正前の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳は、改正後の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳とみなす。

訓 令

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第12条」に、「第12条—第14条」を「第13条—第15条」に、「第15条—第27条」を「第16条—第29条」に、「第28条—第30条」を「第30条—第32条」に、「第31条—第39条」を「第33条—第40条」に、「第40条」を「第41条」に、「第58条」を「第57条」に、「第59条—第63条」を「第58条—第61条」に、「第64条—第69条」を「第62条・第63条」に改める。

第3条第3項中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第4条に次の3項を加える。

- 第1項の規定にかかわらず、庁外において会議、交渉、現場確認その他の用務を行う場合又は在宅勤務を行う場合には、所属長の承認を受けて、必要な文書を庁外に持ち出すことができる。
- 所属長は、前項の規定により承認をするときは、庁外に持ち出そうとする文書について、用務に必要なものに限定されているかどうか、個人のプライバシー等の秘密の保全を要する情報が記載されているかどうか

かを確認し、その職員に対して、文書の取扱いに関して注意を促さなければならない。

5 第3項の規定により庁外に持ち出した文書を汚損し、紛失し、その他持ち出した文書に異状を認めるときは、直ちに所属長又は文書取扱主任に通知し、その指示を受けなければならない。

第47条を削り、第46条を第47条とし、第41条から第45条までを1条ずつ繰り下げる。

第40条第2項中「第42条及び第43条」を「第43条及び第44条」に改め、同条第4項中「第12号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第41条とする。

第6章中第39条を第40条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り下げ、第35条を削る。

第34条第1項第5号中「施行期日の」を「施行期日が」に改め、同条第2項中「第10号様式の2又は第10号様式の3」を「第11号様式又は第12号様式」に改め、同条第3項中「第11号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第36条とする。

第33条を第35条とし、第32条を第34条とし、第31条を第33条とし、第5章中第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条を第30条とし、第4章中第27条を第29条とし、第26条を削り、第25条を第28条とし、第24条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条を削る。

第21条中「得失」を「得喪」に改め、同条を第25条とし、第20条を第24条とする。

第19条の3第4項中「第17条の2」を「第19条」に改め、同条を第23条とし、第19条の2を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条の2中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第3章中第14条を第15条とする。

第13条第1項第3号中「第3号様式又は第3号様式の2」を「第2号様式又は第3号様式」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第2章中第11条を第12条とし、第10条の2を第11条とする。

第49条第1項に次のただし書を加える。

ただし、施行期日が予定されている文書については、この限りでない。

第50条第1項中「第13号様式」を「第15号様式」に改める。

第51条を削る。

第52条第2項中「文書」を「総務私学課長が適当と認める文書」に改め、同条第3項中「印刷」を「前項の文書の印刷」に改め、第8章中同条を第51条とする。

第53条を削る。

第54条第3項中「軽易な」を「権利の得喪又は変更に関係のない文書であつて、部局の各課相互間、部局の各課と出先機関との間又は出先機関相互間の往復文書及び書簡その他の総務部長が必要と認める」に改め、同条を第52条とし、第54条の2を第53条とする。

第55条第1項中「第14号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第54条とし、第55条の2を第55条とする。

第55条の3及び第55条の4を削る。

第56条及び第57条を次のように改める。

(ファクシミリ及び電子メールによる発送)

第56条 第52条第3項に規定する文書のうち、個人のプライバシー等の秘密の保全を要する情報を含まない文書は、ファクシミリ及び電子メールにより発送することができる。

(総合行政ネットワーク文書の送信)

第57条 総合行政ネットワーク文書は、文書取扱主任が送信するものとする。

第58条を削り、第9章中第59条を第58条とし、第60条を第59条とし、第61条を第60条とする。

第62条第2項中「又は文書取扱主任」を削り、同条第3項中「汚損又は紛失したとき」を「汚損し、紛失し」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第61条とする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により庁外に持ち出す借覧した文書について準用する。

この場合において、これらの規定中「所属長」とあるのは、「所管課長」と読み替えるものとする。

第63条から第67条までを削り、第10章中第68条を第62条とし、第69条を第63条とする。

別表第1中「第13条関係」を「第14条関係」に

総合情報政策課

企情

デジタル社会推進課

企デ

	情報基盤整備課	企情
地域保健課	保地	を
保地	保感	に改める。
<p>別表第2中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。 第1号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。 第2号様式を削る。 第3号様式中「第13条、第17条の2、第19条、第20条、第55条の2関係」を「第14条、第24条、第55条関係」に改め、同様式を第2号様式とする。 第3号様式の2中「第13条、第17条の2、第19条、第20条、第55条の2関係」を「第14条、第24条、第55条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。 第4号様式及び第5号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改める。 第6号様式中「第16条、第17条、第18条、第19条、第24条関係」を「第17条、第18条、第27条関係」に改める。 第7号様式中「第17条の2、第18条、第19条、第20条関係」を「第19条、第24条関係」に改める。 第8号様式及び第9号様式中「第20条関係」を「第24条関係」に改める。 第10号様式中「第34条、第35条、第36条、第39条、第52条、第55条の2関係」を「第36条、第37条、第40条、第55条関係」に改める。 第14号様式中「第55条関係」を「第54条関係」に改め、同様式を第16号様式とし、第13号様式を第15号様式とする。 第12号様式中「第40条関係」を「第41条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。 第11号様式中「第34条関係」を「第36条関係」に改め、同様式を第13号様式とする。 第10号様式の4を削る。 第10号様式の3中「第34条関係」を「第36条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。 第10号様式の2中「第34条、第35条、第36条、第39条、第52条、第55条の2関係」を「第36条、第37条、第40条、第55条関係」に改め、同様式を第11号様式とする。</p>		
<p>附 則 (施行期日)</p>		
<p>1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。 (沖縄県職員服務規程の一部改正)</p>		
<p>2 沖縄県職員服務規程(昭和47年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 第36条第1号中「沖縄県文書管理規程(昭和49年沖縄県訓令第37号)第21条」を「文書管理規程(昭和49年沖縄県訓令第37号)第25条」に改める。 (沖縄県文書編集保存規程の一部改正)</p>		
<p>3 沖縄県文書編集保存規程(昭和49年沖縄県訓令第38号)の一部を次のように改正する。 第9条第1項第1号中「第12条」を「第13条」に改める。 (沖縄県電磁的記録管理規程の一部改正)</p>		
<p>4 沖縄県電磁的記録管理規程(平成13年沖縄県訓令第104号)の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「第10条の2」を「第11条」に改める。</p>		
<hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/>		
<p>沖縄県訓令第9号</p>		
		知 事 部 局
<p>告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。</p>		

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「定型総財3 予算（補正予算）の公表
 定型総財4 決算の公表」を「定型総財3 決算の公表」に、「定型総財5」を
 「定型総財4」に、「定型総財6」を「定型総財5」に、「定型総財7」を「定型総財6」に、「第6節
 総合情報政策課」を「第6節 デジタル社会推進課」に、「第7節 地域・離島課」を「第8節 地域・離
 島課」に、「第8節 市町村課」を「第9節 市町村課」に、「第5節 衛生薬務課」を「第5節 感染症
 対策課」に、「第6節 国民健康保険課」を「第7節 国民健康保険課」に、 定型農営6 肥料の登録の
 務課」に、 定型農営7 肥料の登録の

査の結果の概要

取消しに係る聴聞の実施 を「定型農営5 肥料の登録の取消し」に、「ブルセラ病（結核病）を「ブルセ
 取消し」

ラ症（結核）に、「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改める。

定型総財3及び定型総財4を次のように改める。

定型総財3 決算の公表

行為の根拠 地方自治法第233条第6項

告示の根拠 地方自治法第233条第6項

沖縄県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和__年__月__日県議会の認定
 を経た令和__年度沖縄県一般会計決算、特別会計決算及び公営企業会計決算の要領を別冊のとおり公
 表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

備考 議会の認定を経ていない決算があるときにあっては、当該決算は、記載しないこと。

定型総財4 財政状況の公表

行為の根拠 地方自治法第243条の3第1項及び地方公営企業法第40条の2第1項

告示の根拠 沖縄県財政状況の公表に関する条例第2条第1項

沖縄県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292
 号）第40条の2第1項の規定により、令和__年__月__日から令和__年__月__日までの期間に係る財政
 状況及び公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの
 利用により公表する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

備考 「規定により、」は、沖縄県財政状況の公表に関する条例（昭和48年沖縄県条例第25号）第2条第
 1項の規定により12月15日に公表するときにあつては、「規定により、令和__年度決算の状況並び
 に」とすること。

定型総財5を削り、定型総財6を定型総財5とし、定型総財7を定型総財6とする。

第4章中第8節を第9節とし、第7節を第8節とし、同章第6節の節名中「総合情報政策課」を「情報基
 盤整備課」に改め、同節を同章第7節とし、同章第5節の次に次の1節を加える。

第6節 デジタル社会推進課

第6章の2中第6節を第7節とし、第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 感染症対策課

定型農営1及び定型農営2中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

定型農営3から定型農営5までを次のように改める。

定型農営3 肥料の登録事項の変更の届出

行為の根拠 肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項（第4項）

告示の根拠 肥料の品質の確保等に関する法律第16条第2項

沖縄県告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項（第4項）の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更の届出があった。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 届出があった肥料の登録番号及び名称並びに生産業者の名称

- (1) 肥料の登録番号
- (2) 肥料の名称
- (3) 生産者の名称

2 届出があった事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			令和__年__月__日

定型農営4 肥料の登録の失効

行為の根拠 肥料の品質の確保等に関する法律第14条

告示の根拠 肥料の品質の確保等に関する法律第16条第1項

沖縄県告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第__号の規定により、次の肥料の登録は、効力を失った。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	生産業者		失効年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
						令和__年__月__日
						令和__年__月__日

定型農営5 肥料の登録の取消し

行為の根拠 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項

告示の根拠 肥料の品質の確保等に関する法律第16条第1項

沖縄県告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第31条第2項の規定により、次の肥料の登録を取り消した。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

登録	肥料の	肥料の	保証成分量（%）	生産業者

番号	種類	名称	その他の規格	氏名又は名称	住所又は所在地	取消年月日
						令和__年__月__日
						令和__年__月__日

定型農営6及び定型農営7を削る。

定型農畜11注の次に特記事項として次のように加える。

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、家畜保健衛生所の長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該家畜保健衛生所の長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該家畜保健衛生所とする。

定型農畜13中「ブルセラ病（結核病）」を「ブルセラ症（結核）」に改め、同定型注の次に特記事項として次のように加える。

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、家畜保健衛生所の長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該家畜保健衛生所の長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該家畜保健衛生所とする。

定型商産1及び定型商産2中「日時 令和__年__月__日」の次に「（__曜日）」を加え、「令和__年__月__日から令和__年__月__日まで」を「令和__年__月__日（__曜日）から令和__年__月__日（__曜日）まで」に、「受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課」を「受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課」に、「又は」を「及び」に改め、「438番地の1）」の次に「において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページに掲載する。」を加える。

定型商労2中

「
 ア 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
 」を

「
 ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
 」に

改める。

定型土河17中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に、「及び」を「並びに」に改め、「水深」の次に「及び浸水の継続時間」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局
 労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「所長（統括監級相当職）」を「所長（統括監級相当職） 館長（統括監級相当職）」に改

め、同表注4中「広報監、」を「広報監、事務評価監、」に改め、「監査指導監」を削り、「看護専門監」の次に「薬務専門監」を加え、「協同組合検査監」を「農業革新支援監、家畜防疫対策監」に、「設備事業監及び会計事務指導監」を「及び設備事業監」に改め、同表注8中「広域調査総括、税務総括」を「地域総括、広域総括」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局
労働委員会事務局

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程（令和2年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表通訳・翻訳専門員の項の次に次のように加える。

消防学校施設等管理補助員	行政職給料表	1級
--------------	--------	----

第3条の表地籍調査員の項中「地籍調査員」を「地籍管理専門員」に改め、同表生活保護業務巡回指導員の項及び総合案内員の項を削り、同表適正保護推進員の項の次に次のように加える。

生活保護現業支援員	行政職給料表	3級
-----------	--------	----

第3条の表県立農業大学校実習助手の項の次に次のように加える。

保健衛生相談員	医療職給料表(3)	2級
---------	-----------	----

第3条の表ダム管理技術員の項を次のように改める。

家畜防疫員	医療職給料表(2)	4級
-------	-----------	----

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局

感染症対策課設置規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症対策課設置規程

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）その他の感染症対策に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、保健医療部に感染症対策課（以下「課」という。）を置く。

2 課に総務班、医療体制整備班、対策支援班及び予防班を置く。
(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症及び結核に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務に関すること。
- (3) 寄生虫及び原虫病その他疾病予防に関すること。
- (4) 風土病に関すること。
- (5) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第156条に基づく政令に規定する結核患者医療費の特別公費負担の事務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。
（職制及び職務）

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

（専決及び代理決裁）

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

- 2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。
- 3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

知事公室	消防学校舎監	入寮生に対する訓練礼式、生活指導及び監督、学校の施設等の管理保全のための警備等に関する補助的又は定型的な業務	を
知事公室	消防学校舎監	入寮生に対する訓練礼式、生活指導及び監督、学校の施設等の管理保全のための警備等に関する補助的又は定型的な業務	に、
知事公室	消防学校施設等管理補助員	消防学校の敷地、建物、設備、備品等の維持管理等に関する補助的又は定型的な業務	
企画部	地籍調査員	位置境界不明土地の調査、国土調査法に基づく地籍調査等に関する補助的又は定型的な業務	を
企画部	地籍管理専門員	位置境界不明土地の調査、国土調査法に基づく地籍調査成果の相談等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員	中国残留邦人等帰国者に対する支援給付等に関する補助的又は定型的な業務	

子ども生活福祉部	生活保護業務巡回指導員	巡回等による県内の全ての福祉事務所に対する支援に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員	中国残留邦人等帰国者に対する支援給付等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	情報公表事務補助員	障害福祉サービス事業者等の基本情報及び運営情報の受理、公表及び調査に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	総合案内員	県民からの電話による問い合わせへの対応、来訪者の案内等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	生活保護医療扶助相談・指導員	後発医薬品の使用促進、被保護者の後発医薬品使用状況の確認等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	生活保護現業支援員	生活保護のケースワークに関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	生活保護医療扶助相談・指導員	後発医薬品の使用促進、被保護者の後発医薬品使用状況の確認等に関する補助的又は定型的な業務	に、
農林水産部	農業大学校舎監	学生の生活相談、指導及び健康管理、施設等の管理保全、火災及び盗難の防止等に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部	農業大学校舎監	学生の生活相談、指導及び健康管理、施設等の管理保全、火災及び盗難の防止等に関する補助的又は定型的な業務	に、
農林水産部	施設・環境管理員	施設の清掃及び維持管理、行事等の準備対応並びに学生の生活及び行動の観察に関する補助的又は定型的な業務	に、
農林水産部	保健衛生相談員	学生に対する保健衛生相談業務に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部	ダム管理技術員	ダム管理事務所内における計器類の操作及び保守管理等に関する補助的又は定型的な業務	に改
農林水産部	家畜防疫員	豚熱ワクチン接種及び免疫付与検査等に関する補助的又は定型的な業務	

める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県企業局訓令第1号

庁 内 一 般
教 育 庁 局
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 金 城 弘 昌
沖 縄 県 企 業 局 長 棚 原 憲 実

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「企画部総合情報政策課長」を「企画部デジタル社会推進課長
企画部情報基盤整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

沖縄県病院事業局訓令第3号

知 事 部 局
病 院 事 業 局

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 我 那 覇 仁

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成30年沖縄県訓令第15号・沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「企画部総合情報政策課長」を「企画部情報基盤整備課長」に改める。

別表中 「

	ぼうさいきただいとうそん	北大東中継局
--	--------------	--------

」を

「

	ぼうさいきただいとうそん ぼうさいなんぷいりょう	北大東中継局 南部医療センター中継局
--	-----------------------------	-----------------------

」に、「総合情報

政策課」を「情報基盤整備課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県災害対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2企画部の項中

総合情報政策班 班長 総合情報政策課長	1 防災行政無線による通信の確保に関すること 2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集する指導に関すること。
------------------------	--

と。
及び発信に係

を

デジタル社会推進班 班長 デジタル社会推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
情報基盤整備班 班長 情報基盤整備課長	1 防災行政無線による通信の確保に関すること。 2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び指導に関すること。

発信に係

に改め、同表保健医療部の項中

地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における感染症 2 災害時における保健衛 3 災害派遣精神医療チー 4 災害時における助産に
--------------------	--

対策に関すること。
生対策に関すること。
ムに関すること。
関すること。

を

地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対 2 災害派遣精神医療チームに 3 災害時における助産に関す
感染症対策班 班長 感染症対策課長	災害時における感染症対策

策に関すること。
関すること。
ること。

に改め、同表企業部の項中

企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶 2 部所管
-----------------------	----------------

に関すること。

務及び連絡調整に関すること。
の被害状況の総括に関すること。

を

企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及 2 部所管の被
経理班 班長 経理課長	部内各班又

び連絡調整に関すること。
害状況の総括に関すること。

に改める。

は他部の応援に関すること。

別表第4総務班の項班長等の欄中「総合情報政策課職員」を「情報基盤整備課職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
 沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成29年沖縄県規則第5号）」を「沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（令和3年沖縄県規則第8号）」に改める。

別表第2総括情報部の項中「地域保健課長」を「感染症対策課長」に改め、同表知事公室部の項中

辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
------------------------------------	-------------------	---

辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改
特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

め、同表企画部の項中「土地対策班」を「県土・跡地利用対策班」に、「土地対策課長」を「県土・跡地利用対策課長」に、

総合情報政策班 班長 総合情報政策課長	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成19年沖縄県訓令第55号・沖縄県病院事業局訓令第3号・沖縄県教育委員会教育長訓令第14号）第1条に規定する沖縄県総合行政情報通信ネットワークをいう。）による通信の確保に関する事。	を
------------------------	---	---

デジタル社会推進班 班長 デジタル社会推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改
情報基盤整備班 班長 情報基盤整備課長	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成30年沖縄県訓令第15号・沖縄県病院事業局訓令第5号）第1条に規定する沖縄県総合行政情報通信ネットワークをいう。）による通信の確保に関する事。	

め、同表子ども生活福祉部の項中

高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 所管の社会福祉施設、介護保険施設等の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。	を
--------------------------	---	---

保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事。	に、
高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 所管の社会福祉施設、介護保険施設等の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。	

「平和援護・男女参画班」を「女性力・平和推進班」に、「平和援護・男女参画課長」を「女性力・平和推

進課長」に改め、同表保健医療部の項中

「 地域保健班 班長 地域保健課長	1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び保管に関するこ と。 2 医療機関の施設及び設備の整備に関すること。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関すること。	を
「 地域保健班 班長 地域保健課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	に改
感染症対策班 班長 感染症対策課長	1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び保管に関するこ と。 2 医療機関の施設及び設備の整備に関すること。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関すること。	

め、同表商工労働部の項中

「 アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	を
「 アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	に改
マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦略推 進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

め、同表土木建築部の項中

「 都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレー ル課長	1 都市公園及び都市モノレールにおける感染予防及びまん延 防止の情報提供に関すること。 2 指定地方公共機関（交通機関）の事業継続支援に関するこ と。	を
「 都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレー ル課長	1 都市モノレールにおける感染予防及びまん延防止の情報提 供に関すること。 2 指定地方公共機関（交通機関）の事業継続支援に関するこ と。	に改
都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園における感染予防及びまん延防止の情報提供に関す ること。	

め、同表企業部の項中「建設計画課長」を「建設課長」に改め、同表病院事業部の項中

「 県立病院班 班長 県立病院課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のみり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。 4 県立病院における医療提供体制確保に関すること。	を
「 病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のみり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。 4 県立病院における医療提供体制確保に関すること。	に改
病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--